

14. 5-29



1200501211971

14.5

29

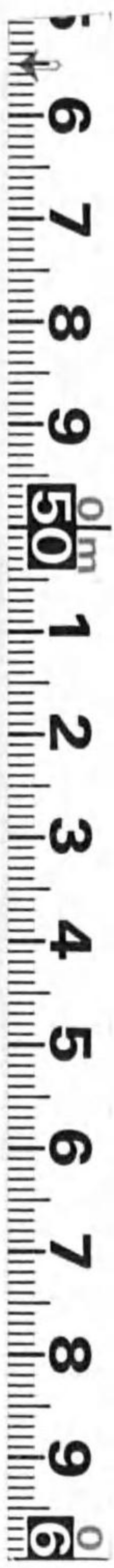
查報告第八十四號

(昭和七年三月十五日發行)

(商品研究第十四號)

一、兵庫縣に於ける綿製靴下と
 百四靴下の統制に就いて
 一、支那漆に就いて

横濱正金銀行頭取宛



始



概 説

發行所寄贈本

輸出メリヤス製品は大体その全額の八割五分が諸シャツ類、残余の一割五分が靴下であると謂はれる。前者が東洋の諸市場で獨逸品と競ひ、英國の綿業を壓迫して、支那を始め印度、南洋の諸地方に發展したのみならず、遠く南米、阿弗利加、歐洲に迄其の販路を伸し得たことは、主として世界大戰の好機に恵まれたるに依るものなるには云へ、結局はわが綿業の生産費が諸國に比して著しく低廉なること、更に本邦綿業が次第に細番手に推移し、この點で高級化してゐる彼國綿業と競争の地位に立つに至つたことに因るものである。

ところが、靴下に就ては少しく事情が異り、近年に至つて著しく海外販路を伸張するに至つた輸出靴下は殆んど全く下級品に屬し、しかも斯る下級品の輸出が兵庫縣より棉業の中心たる英國に對し、一昨五年度約八十五萬打（その金額八十二萬八千圓）に上つたのは全く他に強敵なき下級の獨占的商品なりしが爲に外ならぬので注目に値する。英國の一議員が議場に日本製靴下を展げて英國産業の衰態を呪つたのは有名な話であるが、その靴下と云ふのは實にこの種の兵庫縣特産靴下であつた。



14.5-29

兵庫縣に於ける綿製靴下と「百四」靴下の統制に就いて

目次

第一章	兵庫縣に於ける綿靴下工業の發達	一
第二章	斯業の地理的分布	六
第三章	斯業の現況	七
第四章	斯業の經營	三
第五章	靴下製造機	三
第六章	勞賃	五
第七章	靴下の採算	六
第八章	綿靴下業の補助機關	九
第九章	輸出靴下の取引と代金決済	二〇

然るに、一方、支那に於けるメリヤス業の勃興はその原始期として、比較的大番手物の生産に従事してゐるけれども、次第に製品の精練せられるにつれて、逆に本邦品の支那に於ける販路を抑制する勢に立ち至り、一昨五年度、兵庫縣靴下の支那向輸出數量は僅に千五百打（その金額一萬圓）に過ぎない有様であつた。

偕て、兵庫縣が輸出綿靴下生産の中心地であることは、余り知られて居らぬ事實であるが、昭和五年度全國輸出綿靴下生産額の六割八分は實に兵庫縣製品であつた。

本稿は即ち兵庫縣綿靴下工業の業況を辿り多少の研究を試みたものである。

昭和七年二月

神戸支店

伊藤 宏 一稿

第十章	靴下の製造工程	………	三
第十一章	工場と倉庫設備	………	五
第十二章	「百四」靴下に就て	………	五
第十三章	「百四」靴下の統制	………	六
結語	………	………	三

兵庫縣に於ける綿製靴下と「百四」靴下の統制に就いて



第一章 兵庫縣に於ける綿靴下工業の發達

神戸支店
伊藤 宏 一稿

本邦に於ける靴下製造の始は遠く明治初年に遡り得るけれども、兵庫縣に於ては、現在斯業の中心となつてゐる印南インナン郡志方村シカタの稲岡氏が明治三十一年大阪から機械を購入し附近村落の青年子女を養成して靴下製造を始めたのが抑々嚆矢であると云ふ。

もとゞ、同地方は純粹の農村で米作と共に葉煙草の栽培に従事して居たのであるが副業的に刻みその他の製造、販賣をも營んで近在や背後の山地々方は元より阪神地方まで販路を伸して居たものである。然るに煙草事業の國營移管と共にその業を失うに至つた彼等はこの地方が古くより播州縞ハシラ（現在の所謂輸出向縞三綾）の産地に近く原料綿絲の買付や諸取扱に相當の基礎知識を有つてゐたので同一原料を用うる綿靴下製造を思ひ付き、簡單にして價格低廉なる大阪製

の靴下編成機を得て轉業を試みたのであるが、小資本を以て、よく生産を開始し得るのみならず、成績概して良好なりしたため、その後引き続き農家の副業として東播州一圓の村落に發展するに至つたものである。

元よりその創始時代には、熟練工が紀州より來住して地方民の指導に當つたのであるが、その技術の習得は極めて容易であるのみか、機械は簡単な手廻機で動力を利用することなく、従つて操作も六ヶ敷からず、知識程度の低い農民の副業としては誠に恰好のものであつた。然し乍ら、如斯簡單至極なものであるだけ細い目のものや、高級な柄ものに進み得ず、僅に無地色物の下級品を編み出すに止り、且その地は概して厚手であつた。従つて販路は漸く内地ものに限られ、所謂「播州底厚靴下」として、丈夫であることを標榜しその名が高かつたが、明治四十年代より輸出向に移り支那向製品が第一位を占めた。

その後、世界大戰の好機を利用して獨逸品を驅逐し英國品の販路を侵すに至つたが、引き続き機械の改良と技術の熟練とに努め下級品としては優秀なる製品を編むようになったので大戰後も徐々に販路を擴め今日に至つては、南洋、印度阿弗利加は元より、南米、濠洲に迄賣行を見、殊に英國を中心とする歐洲各國に於て、わが播州靴下が愛用されてゐる現状であるといふのは確に愉快な出來事に相違ない。

併し乍ら、本縣製品は從來、綿製靴下の一種に過ぎず必ずしも最下級品とは云はないまでも兎に角安物で、その歐洲に輸出されるものも労働者階級の愛用するところと謂はれて居る。近來、人絹交編靴下、毛靴下等稍高級な品を編み出すに至つたけれども、其額は合せて綿製靴下の二割五分乃至三割を越えない程度である。

さて、今試に最近十年間の全國輸出靴下検査數量を本縣産品検査量と對比すれば次の如き割合を示し、昨五年度に於

いては前にも述べた通り本縣は實に全數量の六七%を占めてゐるので如何に本縣が輸出靴下に關係が深いか、を知るのである。

年次	全國輸出靴下検査數量	兵庫縣製品検査數量	割合
大正十年	六九五、一一三 打	一四〇、九八〇 打	●二〇
" 十一年	八一二、五六二	二六四、五六三	●三二
" 十二年	一、二七九、四六九	六八六、三二二	●五四
" 十三年	一、〇一一、四五九	五一六、七二七	●五一
" 十四年	一、四四三、六八一	七六一、二七九	●五三
昭和元年	一、五六六、九八一	八二四、〇九二	●五三
" 二年	一、八九〇、四六三	一、二五四、五五四	●六六
" 三年	二、九八五、六八〇	二、二一一、〇五六	●七四
" 四年	三、二六三、一六三	二、二三五、四二三	●六八
" 五年	三、九五四、〇八〇	二、六七七、六一七	●六八

昭和六年五、六、七の三ヶ月に於ける各地組合支部輸出靴下品種別検査數量（單位打）

支部	品種	絹	人絹	毛	綿	合計
大阪		23	79,453	7,099	122,466	209,041
東京		277	8,085	535	7,024	15,921
横浜		235	688	18	17	1,008
名古屋		32	100	2	168	302
兵庫		0	142,552	1,250	415,167	558,969
神戶		319	6	0	0	325
全數		936	230,884	8,904	544,842	785,586

然らば何故に播州靴下が此の如く世界の市場に popular となつたか、好い割に安いと云ふか、安い割によいと云ふか、兎も角先進諸國が想像も出来ぬ程の廉價で賣り應じたのが唯一の原因と云ひ得る。それでは、何故そんなに安く賣り得るか、これは主として労働條件の有利といふことに基因するのである。先にも云つた通り播州に於ける斯業は歴史的に家内工業であつて農閑期の農民の副業として小量の製品が村々から集められて相當の取引量を形成するに至つたものであるが、該地方住民一般に質朴で、現在稍大規模な工業的色彩を帯ぶるに至つた斯業に於ても猶、その労働條件は

家内工業に於けると同じ様に吞氣至極で、賃金、労働時間、労働施設等に關する、事業家、問屋、手工労働者間の闘争もなく、結局他に比して低廉なる労働力を得るといふことになる譯で、加之小規模の問屋、製造家が何れも利益を壟断せんとするの野心を慎み、適度の利益に甘じて努力を續けた爲に、遂によく今日の隆盛を致したものと考へられる。

輸出靴下の製造は輸出業者からの確定的な注文があつて始めて操作に就き、原料の買付、其の他の手續に及ぶところの「注文生産」であり、而も注文は常に平均的作業量を豫期出来ないで、今日に於ても猶ほ經常費を多大に要する、大なる企業組織の經營を阻み、家内工業にあらざるまでも小規模の經營に止まつてゐて、生産工程も亦多方面に分離存在し、染工業者、製函業者、編成に従事する労働者、靴請負人等が分在し、統一的作業をなし得る工場設備を有するものは僅である。かゝる状態は、結局、綿靴下製造に依つて得らるゝ利益が些少に過ぎないための必然的な經營法であるとも云ひ得るけれども、生産者の異なるに従つて製品にも不同あるを免れず、稍もすれば、「安いけれども悪い」ものを市場に提供することとなり、加ふるに、輸出商や製造家の間で海外引合の競争上、價格を引き下ぐるの止むなきに至らしめ、かくて遞増的な利益の減少は當然品質の低下を來さざるを得ない結果となつてゐることは識者の等しく憂ふる點である。

ところで斯ゝる事態は必然的に生産、販賣に於ける共同施設の發達を促して、關係業者の利益を保全し、品質の向上、販路の伸張を期せんとする運動となり、既に昭和二年、日本輸出莫大小工業組合聯合會が大阪に設立せられ、その管轄の下に印南郡には兵庫縣輸出莫大小工業組合が設けられた。

その後、本縣に於ける靴下製品に對する検査は組合の派遣する検査員により嚴重に行はれ品質の統一は稍、その目的

を達したるが如くに見られるけれども、市價の賣崩しは依然として熄まず、かくて競争の最も甚しかつた下級品「百四靴下」生産に對する組合の統制が行はるゝに至つたのであるが、尙、昭和五年九月に比し、六年同月は打當り十錢位の下値にある。以上の如き次第で、斯る規格、數量等の統制を動機として、長く家内工業の域に低徊せる播州靴下も徐々に、その原始的企業形態から脱却して、遅れ馳せ乍ら資本主義的工場經營組織に進み大量の規格ある製品の生産に向ひ行くものと想像せられるのであるが、この傾向が果して播州靴下百年の計のために良いかどうか、これは自ら別個の問題である。

第二章 斯業の地理的分布

約五十の輸出靴下製造家、問屋は兵庫縣輸出莫大小工業組合を組織し、印南郡米田町にその本部を設け、検査員を置き、地理的にもこの本部を中心として約三千人の従業者が生活してゐる譯である。今、其等製造家、問屋の所在を類別すれば、

神戸市	四	加古郡	二
印南郡	二八	川邊郡	一
姫路市	二	飾磨郡	三
武庫郡	一	加東郡	二
加西郡	五	揖保郡	一

神崎郡

一

三原郡

一

計

五十一名。

概括的に言ふならば上記の中、殊に加東郡の一部、加西郡および印南郡の三區域が最も盛大である。又、加西は製造の主力であり、印南は取引の中心であると謂はれる。

印南の地は本業創始の處、兵庫縣の中央、加古川町を圍み、加古川に沿うて工場が散在してゐる。加古川驛を西へ、寶殿驛附近より山地に互つて農家の副業として殊に盛である。

神戸市、揖保郡、武庫郡、神崎郡、姫路市には新式工場があるが専門の職工と新式機械を働かしてゐる之等の工場は下級品製造を離れ、編目二百本以上の普通品、若しくは高級品の製造をやつてゐるものが多い。

以上の自家工場に於ける製造の他に、約二百戸、六千人の従業者を包含する下請人に仕事が委ねられ、そこには近在の農民が手内職として分勞に與り、相當の利益を得てゐるものが多い。

尙、別に、内地向靴下製造家が二十戸あつて、五百人の従業者を包含してゐる。

以上に製品運搬人等の關係者を合算すれば斯業に従事する人員は恐らく一萬人にも及ぶであらうと云ふことである。

第三章 斯業の現況

兵庫縣に於ける靴下製造は大半輸出向のもので内地向は少額である。内地需要のものに就いては特に據り得る資料はないが、大体年百萬打乃至百五十萬打と考へられる。

之に對し、五年度輸出品検査數量は二百七十萬打であるから、本縣全靴下生産數量の六割四分乃至七割三分が輸出され殘余が内地消費に充てられると見て差支あるまい。

輸出莫大小製品は凡て各所轄組合の正規の検査を経て始めて輸出されるのであるが、メリヤス靴下に於ける全國輸物検査數量内譯を見ると、下表の通り五年度三百九十七萬打の中、兵庫縣は二百六十七萬打を占め其割合は六七%に當る。次位は大坂府。東京府は第三位であるが、兵庫縣數量の六%に過ぎない。

輸出メリヤス靴下検査數量

(單位千打)

(兵庫縣輸出莫大小工業組合發表のものとは
全検査高に於て多少異なる)

昭和五年	3,973	兵庫	2,677
			大阪	1,122
昭和四年	3,279	東京	167
			其他	6
昭和三年	3,003	兵庫	2,235
			大阪	867
			東京	128
			其他	46
			兵庫	2,218
			大阪	720
			東京	72
			其他	19

そして、兵庫縣製品検査月別數量(昨上年同期)を見れば次の如く平均月二十萬打の輸出品製造があつた譯である。

昭和六年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	一月平均

	一八二、三四九打	一九五、三〇九	二五三、三〇二	一八九、七二二	一八五、六五一	二〇六、八一八	一、二二三、一四一	二〇二、一九〇

此等本縣輸出靴下は主として英國、埃及、印度、南洋、阿弗利加、南米等に仕向けられ、昨五年度は英國向八十五萬打(八十二萬圓)南米向六十八萬打(六十五萬圓)を數へ、以下次表の通りであるが、濠洲は彼地輸入税の引上に遭ひその進出を阻止さるゝに至り、僅に三千打に過ぎない。加奈陀向は五年度には好況裡に下季に入り二十萬打の積出があつたが下季に入つて、これ亦關稅引上のため、出鼻を挫かれ、その後發展しない。支那向は益々失望である。

現在のところ、英國、埃及、南阿、南米、印度が好調であるが將來に尙、望を囑し得るは阿弗利加、埃及であり、更に比律賓も開拓の余地が大いにありと考へられてゐる。

昭和五年度兵庫縣莫大小靴下輸出國別表

(日本輸出莫大小工業組合聯合會兵庫縣支部調)

仕向地	數量 (打)	金額 (圓)
英國	八五三、六七九	八二八、八三八
南米	六八一、二二二	六五三、三六二
英領印度	二五四、九八一	二九九、四七三
アフリカ	二四八、五八一	二四九、五九〇
カナダ	二〇三、八五七	一八八、四二八
埃及	一九九、六六〇	二〇三、二二二
蘭領印度	二六、八四七	三二、三四八
比律賓	六、九〇〇	五、三六六
濠洲新西蘭	三、六〇〇	五、一三三
支那	一、五七四	一〇、六一三
海峽植民地	一九九	三九九
關東洲	六五	二九一
其他諸國	一一一、四八二	一一〇、六五〇
合計	二、六〇二、六五四打	二、五八七、七一三圓

偕て、輸出港として神戸を控へてゐる本縣靴下は當然同港を通じて積出される。兵庫縣製品が大阪港から積出されるものも幾許かあるであらうが試に輸出港別メリヤス靴下積出高を窺うと左の通り、神戸港は壓倒的優勢を示し、昭和四年度に於ては、神戸港、大阪港および横濱港合計額の八割八分が神戸港である。

港別メリヤス靴下輸出高 (單位 打、圓)

神戸	昭和五年		昭和四年		昭和三年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
大阪	三、二五七、九九八	四、四七七、二二三	三、五五六、〇七九	四、八八〇、〇〇〇	三、二一〇、〇〇〇	五、六四九、〇〇〇
横濱	三、六九〇、〇〇三	五、八三三、七七四	三、〇七三、三三九	四、四四七、〇〇〇	三、五八一、五三六	五、四四九、〇〇〇
四日市	四、六八七、〇	一、三三六、七三三	六、二七五、七	一、四七九、七九	二、四七〇、〇	五、〇一〇、〇
名古屋	〇	〇	不詳	〇	〇	〇
門司	〇	〇	〇	〇	〇	〇
下關	〇	〇	〇	〇	〇	〇
函館	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小樽	〇	〇	〇	〇	〇	〇
敦賀	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第四章 斯業の經營

以上の如く兵庫縣靴下の全國的地位は優勢を示してゐるが、それら製造品の大部分は獨立の個人製造家の手に依つて製造せられてゐるのであつて關係資本の大なるものは、株式會社組織として僅に日本メリヤス、日本毛織、岸本商店、姫路莫大小があり、他に二、三の合資會社あるのみである。而もこれら個人製造家は殆んど自己資本で經營してゐるので、銀行その他の金融業者からの資金の借入は多からざる模様である。一般銀行業者は過去に於て斯業に無理解で金融を肯んじなかつたので彼等は過去に蓄積されたる二、三千乃至二、三萬圓程度の資本を、或は自家工場の設備や運轉資金に使用し、或は他の下請業者の工賃支拂に運用し來つたのであつて、一部個人貸金業者より融通を受くるものは多少あるかも知れないけれども一般金融業者との關係は他の事業に於ける程に密接でない。各經營者は思慮深く、自己の財力のみを以てして比較的容易に經營し得る程度にその規模を制限してゐるのである。

觀方によれば、普通品又は下級品生産の利潤は極めて僅少ななるが故に却つて資本主義的大規模經營を有利とするのではないかと考へられるけれども、實需に應じて操業に繁閑あるを免れない斯業にあつては矢張り家内工業的小規模經營を有利とする模様で事實經驗ある製造家の一致した見解によれば、現在の状態に於ては最も堅實な靴下製造業は勢々十萬圓程度の資金で全部を賄ひ得る程度のものであらうと云ふことである。従來の例に見ても小規模の間は相當利益を擧げてゐたのに、大規模に發展して反つて引合はぬ様になつたなど云ふ實例もある様子で、結局現在通り生産組織の比較的小規模に止まる限り、又輸出業者との受渡しに現金取引である限り、今後も彼等の金融は比較的樂に推移するであらうと云はれてゐる。が併し、生産費の増加、製品の高級化その他事情の變化に伴つてこの状態が變つて行くであらうことは想像に難くない。

さて、試に、極めて大体的な觀察をするならば、本縣輸出莫大小工業組合に屬する者の中

資本金十萬圓以上の會社組織のもの	………	四	
個人經營その他で資産五萬圓——十萬圓を有するもの	………	二	
〃	三萬圓——四萬圓程度のもの	………	一
〃	二萬圓程度のもの	………	四
〃	一萬圓程度のもの	………	五
〃	五千圓——一萬圓迄のもの	………	四
資産五千圓以下のもの	………	三〇	

と考へられ、五萬圓以上の資産を有するものは會社組織を加へて、組合員の二割に過ぎず、他は資力厚からざる小規模の個人經營といふ状態である。

第五章 靴下製造機

企業の形態は斯くの如く依然として舊態を保つてゐるが使用機械は舊來の手廻式より進んで、自動式となり、従來のものより複雑な柄ものゝ生産を増して來てゐる。

手廻式は現在、加西郡に残存し、概略總機數の二割に過ぎない。元來、これは短靴下の上部即ち伸縮の度の大きなゴム部を作る工程、ゴム部に接続して胴体、踵部、足指先端部に至る迄を編む工程、最後に足指先端部と踵との縫合工程等を、簡単な鐵製機械を片手で廻轉し、他の手で編目を調節して行くもので、全工程が凡て手工勞働に托されるので編目の荒い、目數七十本乃至百四十本程度のもので、無地ものでない限り、仲々製品の整一を望み難く、能率も劣るので現在の様な下級品に相當複雑な柄を採り入れる様になつてから急激にその數を減じた。併し、こゝに注意すべきは現在使用せられてゐる所謂手廻式なるものは、純粹の手廻式ではなく半自動式とも呼ぶべきもので、手廻機の廻轉部にベルトを付けて、動力には電力を利用してゐるから、女工の操作は編成に専らとなつたけれども、猶太糸を使ふ七十本短靴下を一人一日三打——六打の生産能率しか有せぬ。この機械では都市の職工を使用しては到底運轉出來ず、地方の勤勉な女工に依つて始あて、以上の能率を擧げ得るのであつて、現在、神戸市所在の新式工場さへ新式機を以てして漸く一人一日三打、四打位の生産しかないのに、播州地方では、斯かる舊式な機械を以て、時には殘業して十打の生産さへ爲すことがあるといふのは注目し値する。然し乍ら手廻式は、半自動に迄改良せられても、大体その製品は無地色ものに限られてゐるから、進歩した輸出向柄物を製造する工場では自動式の新機械に據つてゐる。

これによれば機械力が全工程に働き、ゴム編部は七臺を一人で受け持ち胴編は二臺を一人で處理することが出来る。而も高級、複雑な柄ものが自動的に編み出され、製品は比較的均整を保ち得て能率も高いこと勿論である。

自動式には北米合衆國から來るもの、英國から來るもの、又、それらを模倣した國産品がある。外國品では北米の Scott & William Co. 製が多し。一臺の價格約七百圓。これに模倣した國産今泉式などは價格二百七、八十圓である。

最後に、機械に關聯して、靴下の柄の出し方に就て附加へるならば、本邦では八木式と大橋式との名が廣く行はれてゐる。共に日本で始めて考案し、或は始めてそれに依て靴下を製造して特許を得た人の名を呼んでゐるのであるが、八木式とは、表裏二本の色糸で交錯して模様を出す、表面の色糸は裏糸に依て覆はれ裏付けされてゐるから色彩は鮮明を欠くけれども丈夫である。これは手廻式でも自動でも作られる。大橋式は模様が色糸一本で形成される部分があり、他方一本の色糸は編目を抜く部分がある。色彩は美しいが、それだけ質の弱い欠點を免れない。

第六章 勞 賃

靴下製造職工の勞賃は十時間勞働日給男工八十錢乃至九十錢、女工五十錢程度であつて、先づ一月平均二十圓の勞賃收入である。

又製造が下請業者に委託される場合は出來高拂、大体打當り十五錢乃至十八錢である。

勞働が副業的になされる場合、稍もすれば輸出商との受渡契約期限通りに製品を搬出し得ないことがあるが、その原因は大抵職工が製品を期日迄に作り上げ約束の賃銀を得んとする熱心の足りないことに因るものであるといふことで、職工に對し期限確守を嚴戒すれば、「そんなに煩しい仕事やつたら、やらんとおきます」といふ具合に手を引いて了ひ、結局期日の船積不可能となることが間々あるといふことである。

男女工は農村の青年子女であり、既婚女工は總數の一割位である。青年の大部分は彼等の生活を維持するために靴下業に従事するのではなく、彼等の文化的生活を、より擴充するために働くのであるから賃率に對する差し迫つた不平も

なく、失業に對する危惧もない。而も彼等の享樂に對しては相當嚴格にその環境が監視してゐる。又同地方に於ては一般生活資料購買代金の受拂が年二期に行はれる舊習が今日猶行はれてゐる有様である。云ふ迄もなく斯かる環境が本縣斯業の唯一の強味として恃む低賃銀を可能ならしめてゐるのであるが、文明の風の吹くまゝに次第に變化を來たし、賃銀値上の要求は最近下請業者の間から叫ばれ手廻三錢、自働五錢の値上問題が起るに至つたけれども、問屋や委託者の利潤は、近來の販路梗塞と價格の下落により極度に低下し、斯かる要求は納れらるべくもなかつたが、この種の問題は今後益々生じ易く本縣靴下業の基礎を危くするに至るやも知れない。

第七章 靴下の採算

莫大小靴下製品價格の構成に就いて、ある標準を示すならば次の如きものが得られる。

一 打單位採算 (單糸一捆一四圓とする)

原 糸 代	三二・七
染 色 代	三・九
下請工費全部	一五・〇
仕 上 賃	二・五
紙 函 代	三・〇
レツテル及組合費	二・〇
計	六六・〇

運 賃	一・五
木 箱 代	二・〇
檢 査 手 數 料	四・四
計	六六・〇

今、これらの二、三につき説明を加へるならば、

(一) 綿 糸 製品價格の大半は原糸價格による。従つて綿靴下取引には綿糸相場の安定が望ましいことは云ふ迄もない。然し、斯業にあつては注文受諾と同時に原糸の手當に着手し得るから、綿糸相場の騰落による投機的危險が少い譯である。こゝに、製品約定成立後、積出迄には少くとも四十日程を要するからその間に於ける原糸の値下りを理由として買手より約定取消或は減額要求等の紛争を齎す惧がないとは云へぬから何としても原糸相場の安定が望ましいのである。

(二) 染 色 價格の五%を占める染色費は今後多少増額して見込まねばなるまい。海外取引の現況に更に一層の販路の開発、需要の喚起を試みんとするならば同一程度の品で見えのする、格好なものを作らねばならぬ。このためには需要に合致すべき柄の考究と共に染色技術染色原料につき一段の研究が必要である。尤も染色の問題は、結局取引契約價格の問題であつて、現在では舶來の品に劣らぬ染色をすれば爲し得るのだ、と云ふものもある。

尙、染色に關聯して、總じて染色をして一層効果あらしめるためには、原糸の良質であることを要し、下級無地、色ものに付ては殊に原糸の質の良、不良が全く染めの出來上りの見榮えの好さを支配するのであつて、柄ものに於ても尙

良品と比較すれば、原糸の優良なるや否やは容易に観察し得るのである。

(三) 仕上賃 編み上げられた靴下がプレス機を通り、瑕の有無を検査せられ、通常吾々が洋品店に見る如き折目正しき靴下一足として出すなはち大きさのレッテル、製造家レッテル、輸出商々標を貼り、完全な一足として纏められるに要する費用である。

(四) 紙函代 注文数量の多寡に依つて、値開きはあらうが大體二錢、三錢である。半打函、一打函がある。

(五) レッテル及び組合せ費 仕上を終へた靴下は他の同一柄の異つた色もの二種乃至三種と組合せて半打又は一打に纏める。本項は即このレッテル代并組合せに要する費用である。

(六) 運賃 播州産地から神戸商館倉庫への運送費、二百打一箱のもの八相(千六百打)を積む自動車はバラ積で二千打を積むことが出来る。前記の採算では右の量を運ぶに二十圓以上を要することゝなるけれども、普通十圓―十二圓で引受けられる。

(七) 木箱 二百打、二百五十打入木箱である。

(八) 検査手数料 莫大小製品は一般に正規の検査を経なければ輸出し得ない。靴下輸出検査料金は打毎に、綿靴下長六厘、短四厘である。

前記採算に於ける検査料四錢四厘は右の四厘の他、一打當り四錢の強制積立金を含んでゐる。

積立金四錢の中、一錢は組合定款の定むるところに據り二年据置の上、三年度に返却される。三錢は昭和五年英國に起つた本品に對する關稅引上論に對する善後策として設けられたもので、この積立金の處置に付ては未だ定まつて居

ない。

これら積立金は値下り甚しき本品の取引に於る利益が皆無となるも、猶ほこれだけが余剰利益として残る譯であるから相當資力ある業者には喜ばれてゐるけれども、一面資金をそれだけ眠らしむることゝなり、一部の不平は免れない。

この種の積立金を見返りに業者へ金融することは現在のところ行はれてゐない模様である。

偕て靴下採算の大略は以上の如くであるが、神戸の輸出商につき輸出向本縣産品の買値を尋ねると次のように答へるであらう。

百四木綿短靴下	神戸渡	打六十五錢——七十錢見當
百四人絹入短靴下	"	打九十錢——一圓見當
二百本人絹及び瓦斯糸短靴下	"	打二圓——二圓五十錢

第八章 綿靴下業の補助機關

(一) 兵庫縣輸出莫大小工業組合 印南郡米田町在、昭和二年三月設立。輸出莫大小製造業者が斯業の改善發展を圖るために設けたもので主要なる事業として製品検査、その他必要なる取締又は事業の經營に關する制限、共同施設、營業に關する指導等が定められてゐるけれども現在最も主要な任務として居るものは、製品検査と所謂「百四」靴下の統制である。

検査は製造家商標、品質、量目、瑕その他の外形的缺點の有無に就て行はれ、合格品には合格票を貼付し、検査員は

これに調印する。

組合事務の主要なものとして「百四」靴下統制に就いては後章にこれを稍詳しく述べる積りである。

(二) 日本輸出莫大小工業組合聯合會 大阪市所在、昭和六年六月設立。各府縣莫大小工業組合を統轄し各組合の検査員は聯合會の監督下にある。製品検査の他、製品の改良、販路の擴張に對する施設の考究、「百四」靴下統制の主体としての統制品の生産の制限、販賣等が爲される。

(三) 播州莫大小製産組合 印南郡志方町所在。メリヤス下請業者に依て組織せられ同業者の向上に協力してゐるけれども些したる實勢力を有せざる模様である。

(四) 商部同盟會 前者に對抗する問屋、製造家、貿易業者の團體であつて下請値段の協定等を行つてゐる。

第九章 輸出靴下の取引と代金決済

製造家又は問屋對輸出商の取引は直取引であつて、その間に Broker は介在しない。舊時 Broker の存在に依つて代金收受に關し、製造家などは非常な迷惑を蒙つたものが多かつたが、現在ではこの種 Broker は絶えた。しかしその代りに輸出商館の一部不徳漢手代が「袖の下」を要求し、その諾否によつて取引が不成立に終る場合も往々ある趣にて、業者は協力して貿易の健全なる發展のために斯る存在の排除に努めなければならぬ。

更に、製造家は概ね海外輸入商との直接取引を好まず組合の手を経たり、或は輸出商に直接商賣を持ち込み、大抵の場合、各商館を歴訪して注文をとるのであるが、對輸出商約定成立の一要件として彼等は輸出商の信用状態に對し、極

めて慎重な考慮を拂ふのであつて引き合ふべき取引も輸出商の信用につき不安あるために約定成立せず自ら製造家の取引方針が消極的とならざるを得ない向が多い様に思はれる。蓋し、製造家は内地取引に於ては月二回拂又は三十日乃至九十日の手形による決済を諾し、現實に代金を收める迄には相當時日を要するに反し、海外向製品の取引にあつては輸出商は現金拂、翌日拂、荷受後一週間拂又は本船積込拂などの別はあつても、輸出商の銀行に對する荷爲替取組によつて兎も角短時日に代金を收受し得らるゝ便宜も多く、輸出商に對しては、それ故に價格につきある程度の譲歩をするのは余儀ないこととして、中には不徳な輸出業者があつて品物を受け取つて代金を踏み倒したり、或は支拂の意思はあつても金融多忙のため、銀行に荷爲替を取組みその代金を以てする製造家に對する支拂を延してこれを他に流用する如きことが往々あるのみならず、取引終了後海外荷受主の Market Claim を製造家に轉嫁せんとするもの等もあるから製造家は斯る危険による不測の損害を免れんとして輸出業者の信用状態を極度に警戒し、ために自己の取引を縮少せしむる結果とさへなるのである。就ては比較的海外得意先の信用状態に通じ又輸出商とも常に接觸を保ちつゝある銀行が工業組合を通じて製造家の意思決定に助言をなすことが出来るならば、彼我とも得る處がありはせぬかと考へられるのである。組合および製造家の間にも叙上のことを便宜多きものとなし、爲替銀行の協力を望んでゐるものが多いのを見聞した。

第十章 靴下の製造工程

總じて莫大小製品の原料綿糸は伸縮度が充分であり、且頻繁な洗濯に堪へ得る程度のものでなければならぬ。然し乍

ら本邦に於ては斯の如きメリヤス専用の目的を以て紡出したる原糸の市中販賣品がないので莫大小業者は撚りの強い・品質の悪い・一般織布用の原糸の使用に甘んじなければならぬのであつて、この點斯業の發展のために甚だ遺憾とされてゐる所である。

ところで本邦産綿糸は諸國から齎される棉花を夫々の番手により適當に混綿して作られるが、先づ大体に於て太番手には支那綿、印度綿を、中糸には米綿を、そして産額は少いが優良な埃及綿は極細番手に使用されることは御承知の通りである。即ち十六番手以下の太番手には印度綿その他の下級品、二十番手には普通米綿二五%、印綿七五%を混ぜる由である。三十番手は米綿五〇%、印綿五〇%四十番手には全部米綿、六十番手以上の細手には米綿の上物や埃及綿を使用する。

偕て、靴下生産のためには八番手から、十二番、十四番、二十番、三十番、四十番の各種が使用され、兒物には八番手(俗にヤテ)、中物で十二―十四番手、大人物には普通二十番手以上を使ふ。「百四」靴下のためには二十番手糸二本を一つにまとめて(俗にニマル二本)之を使用する。

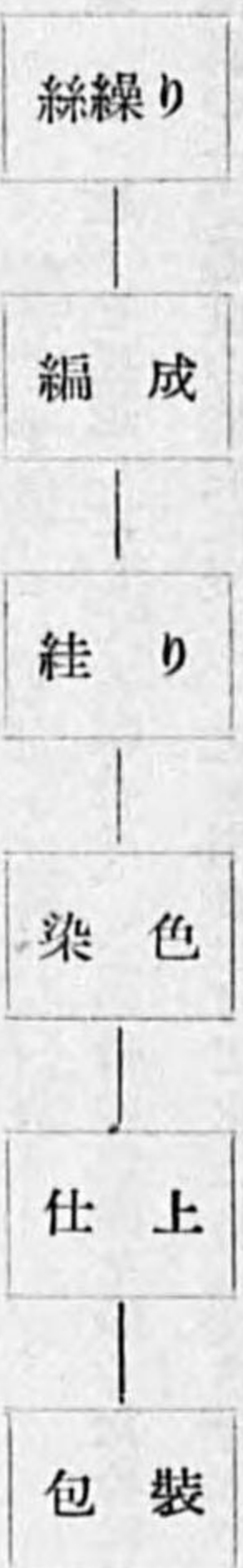
尙、近來人絹糸交編が段々多いが大抵二五〇デニールから一五〇デニールを需要する。

(一) 綿糸の買付

綿糸は大阪の間屋から仕入れる。直物乃至翌月渡が一般で最長期のものでも三ヶ月を越えない。これは先に述べた、靴下は他の商品取引と異り先物契約が少く、大抵、當月、翌月又は最長三月後渡契約であることに照應する。人絹糸も同様大阪の糸問屋から買付ける。代金決済は大抵受渡後翌日拂乃至一週間拂である。

(二) 製造工程

本縣靴下はその編成法から見て縫目なし靴下が最も多い。それは操作が簡單なるがためである。縫目なし靴下の製造順序は無地ものと柄ものとに依て異なる。柄ものは原糸のままで染色したものを編むが無地ものは編み上げられてから染色する。無地ものに付て製造順序を見ると、それは



の六作業に分れる。

(A) 糸繰り 糸繰り機で小枠に繰り返し、次に Winder で徳利巻に巻き取る。斯様にして糸繰りを二回も行ふはどんな原糸も紡績工場で作出されたまゝでは塵埃や糸節などがあつて、糸繰り工程でこれらを除き締めなければ、編成中に糸が切れたり、又節のために欠點が生じて著しく品質を低下せしめるからである。

(B) 編成 婦人用長靴下のように、靴下の大部分が平靴になつてゐるものと、男子用短靴下のように、上部がゴム編のものに依て異なる。

男子用短靴下に付て見ると、ゴム編機によつてゴム部を編み、之を片足部づゝ切斷して靴下胴編機の針に編目を完全に合せて差し込み、このゴム部に連続して胴体を編む。尙、靴下底に他の糸を地編糸に添へて補強する厚底靴下は成形

の後に不要の補強糸を切斷して捨てる必要がある。これを俗にブツキリと呼び小工場では手工的にやり、特別の斷切機を以てするところは少い。

足甲部と足底部を全く異つた糸で編むことがある。この場合、足底部を毛糸又は毛糸および綿糸として、他を全部絹糸としたり、足底部を綿糸として足甲部その他を人絹糸としたりするのが普通である。

次に婦人用長靴下の如く全部が平靴のものは上部から連続して編むことが出来る。

(C) 縫り 斯くして出来た靴下は爪先の最後の編目と足甲部の最後の編目とが連続して居ないので裏返してミシンで編目を縫ひ合せる。

ミシンの針に一系列の編目を通すことは全く手工的であるがこの針に差し違ひがあると後で編目が崩れるので疵物となる。

(D) 染色 靴下を裏返しにして夾雑物や、その他の色素を除くために、苛性曹達液を以て精練し、水洗し、脱水して一定温度の一定濃度の染液に浸す。之を引き上げて水洗し乾燥させる。染液の温度は大抵攝氏七十度位。使用染料は黒色は硫化染料を、その他は總て直接染料を使ふ。

以上の染色法は淡色のもの、又は熱帯地經由の輸出品に用ゐられ、一般内地向のものは、普通の水で煮て水洗脱水の後染色するものが多い。

(E) 仕上げ 染色を終つた靴下は裏返しの状態なので、仕上の工程に入つて表向きにする。これをブリキ製の型に挿入し壓搾機を通じて後、瑕疵の有無を検する。壓搾機は大工場ではアメリカ製のものを使つてゐる。それは全部鐵や

アルミニウムで作られ、内部から電熱又は蒸氣で熱してプレスする。古くから行はれてゐる方法として二本の相接して設備された鐵製圓棒の間を手工的に通過せしめて型を整へる道具も使つてゐる。これはロール機と呼ばれてゐる。

プレスやロールが済むと、輸出向のものには轉寫紙やスタンプで付付けをし一定の型に疊み一足を束ね、製造家番號標や輸出商々標を貼る。

(F) 包装 二種か三種の色合を組合せ半打か一打として束ね之を紙包或は紙箱入にする。

英國向には百打、二百打或は二百五十打の紙包にしたものを bale にする、南米や阿弗利加へは木箱が多い。

第十一章 工場と倉庫設備

(一) 工場 神戸市附近や本業の中心地には少數新式工場としての建築が見られるけれども、多くは粗末な小舎に機械を据え、電力を導き附近の村落からの通勤工を集めてゐる。小舎の数は非常に多い。

(二) 倉庫設備 本業では原料や製品の手持がないのは常法になつてゐる。買入れた原料は次々に製品となり積出されるから倉庫の設備として目に付く程の規模のものはない譯である。

第十二章 「百四」靴下に就て

廣く世界に渉る産業界の萎靡衰退は試に昭和五年の各國輸出入貿易高を検することによつても知らるゝ通り、前年度(昭和四年度)に比し、英國一割八分、北米合衆國二割九分、日本三割一分の貿易減少を示し、歐洲大戰後の自國品保

護の政策は押し並べての高關稅實施となり、自國自らの産業の衰退を結果するに至り、關稅障壁撤廢、經濟交通の疏通に關する多くの協議が行はれたけれども、今日猶それ等の努力は報ひられて居ない。關稅による自國産業保護に伴ひ、生産、販賣に於けるカールテルの成立、海外に對するダムピングの趨勢亦著しきものがある。

本邦輸出商品に付て云へば、輸出業者間の販路の爭奪は取引價格の下落の度をいよく甚しからしめ、遂には品質低下を招集し、本邦品不評の種を蒔きつゝあるのである。

本縣靴下の對外取引は過去十年間非常なる發展を遂げ世界大戰中、南洋、南米に於ける獨逸、英國の販路を侵蝕し、戰後引續き需要を増したが大正十三年の糸價續騰は海外の注文見送りを招いたけれども、翌十四年糸價の著しい低落を見るに至つて海外の買氣強く、諸國の好況を受けてその輸出は益々増加した。そして斯かる状態は昭和に入つても持續し、三年の原料糸價低落、一般商品價値の下落に依つて大に輸出數量を増し、殊に本縣産靴下は大に好評を博し遂に全國輸出數量の七四%を占めるに至つた事は前にも述べた通りである。

然るに一昨五年度、漸く發展の道を開いた對カナダ取引は彼國の關稅引上に依て價格以上の輸入稅を課せらるゝこととなり、同年十一月以後遂に同國向輸出は杜絶の止むなきに至つた。

フランスに於ても、本年に入つて綿靴下關稅の改正が行はれ本邦品に對する課稅率は著しく引上げられたのである。濠洲も亦引續き數次の輸入稅引上をなし、同國に對する本品の輸出は今日に於ては望少きものと謂はねばならぬ状態となつた。

只本品を迎ふる地方として英國、埃及、南阿弗利加、印度、南洋及び南米を見出すことが出来るのは、誠に幸と謂は

昭和六年七月中百四靴下輸出仕向先別表

手	自		合		計	
	數	價	數	價		
英國	8,500	5,792	40,296	33,931	48,795	39,723
南アフリカ	4,375	3,175	7,545	6,313	11,920	9,484
印度	9,378	6,430	12,129	10,986	21,507	17,416
埃及	1,900	1,495	8,085	6,284	9,985	7,779
カナダ	400	280	1,550	1,105	1,950	1,385
南アフリカ	200	148	200	148	400	296
印度	100	70	712	729	812	799
暹羅	33	24	100	120	133	144
爪哇	0	—	—	—	—	—
スリランカ	650	517	1,800	1,555	2,450	2,072
ポロ	600	997	1,350	1,325	1,950	2,322
中東	100	78	—	—	100	78
瑞典	—	—	400	445	400	445
トル	—	—	1,600	2,172	1,600	2,172
和歌山	—	—	300	300	300	300
新西	—	—	3,850	4,459	3,850	4,459
共計	26,236	19,006	79,917	69,872	106,153	88,878

ねばならぬのであるが、本縣品の大部分を含む「百四」靴下に於ては海外の需要増加に伴ふ取引高増加にも係らず価格は落調を辿り利益は益々低められ、當業者は不當廉賣に汲々として、遂には斯業の將來を危くするものがあるとの聲が漸く盛となつた際、偶々昨昭和五年駐英商務官より本縣製品濫賣防止に付ての警告さへ發せらるゝ等のことあり、旁々政府の諸産業統制、合理化の方針に則り遂に本年七月、生産統制の下に「百四」靴下の製造、販賣が行はるゝに至つた次第である。

第十三章 「百四」靴下の統制

所謂「百四」靴下なるものは、比較的下級品で脛の廻りの編目の針數百四十本ものを總稱し、綿靴下、人絹糸交編を包括する。吾々は大抵針數二百本又はそれ以上のものを使用してゐるが、「百四」の内地需要は太番手糸使用の勞働者向無地色ものに多いけれども、輸出向「百四」には相當巧緻なる柄ものが多く、殊に人絹糸交編のものは近來次第に需要の多きを加へてゐるのである。

斯かる「百四」靴下は昨年度、英國向輸出が最も多く、阿弗利加、シリア、埃及、印度向も盛であつた。

英國向には地味な澁い柄のもの、人絹糸交編品が受け、一般勞働者特に炭坑夫が多く「百四」を愛好するが如くである。阿弗利加向のものは派手な比較的單純な色彩が喜ばれる。今、本縣に於ける最近二ヶ年の「百四」生産額は左の通りである。

昭和四年 一、二五二、五九三打

昭和五年 二、〇〇四、九九八打

五年度は四年に比して實に六割増加である。斯かる産額の増加にも係らず、取引標準価格は次第に低落し、四年度、神戸渡一圓、大体九十錢程度のものが、五年度は七十五錢程度に落ち、低下率一六%に及んでゐる。(因に本年九月と前年同月を比べると、大体一三%—一四%の下げ足であるから、その低下率は前年度より幾分弱められた、これは生産統制の消極的影響と見るべきであらう。) 右の比率は極めて大雑把な算定であるけれども、その下落の程度の一斑を知り得ると思ふ。

斯かる取引價格の下落は前章までに屢々記した様に、製造家その他取引關係者が安値くゝと相場を定めて海外取引を自己の掌中に確保維持せんとする不當な生産販賣競争に基くところ多く、既にして昭和二年兵庫縣輸出莫大小工業組合が設立せらるゝや、その定款中に打當り一錢の強制積立金を製造家より徴してゐることは要するに、最低利益の強制貯蓄であつて、實に斯業は極限の利益を無視して迄製造を續けたことが頷かれるのである。更に、昨年より打當り三錢の積立を加へ、この積立は既に述べた通り英國の邦品に對する課税意嚮に對する處置として製品價格の吊上げを策せるものである。

「百四」統制の氣運はこの間に發展し、その生産數量最も多き本縣業者が本年三月組合總會に提案し、その結果今日の統制が出来上つたのである。

統制はその品質、數量並に販賣に付て行はれ、大阪の日本莫大小工業組合聯合會が主宰し、各地方組合がその實行を監理してゐる譯である。

尤も右の統制は「百四」靴下全部に及ぶものではなく、次に記すものに限られてゐる。

- 一、綿及び人絹柄もの短靴下全部、中、兒物を除く。
- 二、裏面、段縮、矢田式、捺染、カラミ、刺繍等を含む。
- 三、且つ編目の數百二十一本より百五十九本迄のもの。

本絹や毛の靴下、又は其等の交編ものは適用されない。「百四」靴下は兵庫縣に次で大阪府、東京府で少額の生産があるが過去の生産量から昭和六年度に於ける全國生産數量を二百萬打と規定し、次の各府縣割當率が定つた。

兵庫縣 〇・七八三
 大阪府 〇・一五二
 東京府 〇・〇六五

そして本年度に於ける統制數量は

第一期（昭和六年七月—九月） 五十一萬打（月額十七萬打）
 第二期（ 十月—十二月） 五十一萬打（月額十七萬打）

統制された數量二百萬打は兵庫縣昨年度「百四」靴下數量二百四萬打にさへ及ばぬ額であるが、現在尙上の率に依り毎月一三三、一一〇打の多額の割當を得てゐる。

今兵庫縣靴下統制につき一二の事情を述べるならば、

(一) 各製造家は統制に依つて今後の生産數量が制限せられることは云ふ迄もないが、斯かる制限の基礎は過去の無

統制時代の生産量に基準を置いてゐるから、現在の統制數量は過去の無統制時代の欠點を尙一部分殘留してゐる。即ち濫造と迄は云へぬとしても不當なる價格競争を爲した。製造家は其の製造量に於て、消極的取引を爲したる他のものに比して、より多額の割當量を獲得し、従つて統制品取引に於て廣範圍の商賣を爲し得るに反し、從來、消極的に堅實な取引を續け來た者は現統制の下では急激にその取引量を擴大し得ないといふ不公平が殘されてゐる。

尤も統制數量を超過する生産は、割當量の二割迄許されてゐるがその製造には組合に收むべき次の超過手数料を見込まなければならぬ。

超過一割未満 一打毎に 五錢
 超過一割以上二割以下 " 十錢

そして、各年度に於ける超過數量は次年度に於てその二分の一の増産が許され、又各年度に於ける割當に充たない數量は次年度に於てその半額が減ぜられる。

大阪府に於ける割當數量は七月—九月の第一期分が既に早くより賣買成立して期間中なるにも係らず、注文引受を次期に見送らざるを得ざる程であつたが、これは最近發展し來つた大阪府「百四」の割當量が少額であつたに係らず、統制後の高値を見越して海外よりの買氣を煽つたことに因ると考へられる。

兵庫縣に於ては生産數量割當につき各製造家が能ふ限りの多額を希望して得たること、各製造家の高値待に基くものか、生産數量比較的少く、七、八兩月を通じて約二十萬打の生産があり、九月に入つて二十萬打の生産がなければ豫定の割當量に充たない状態であるが、現況を以てすれば結局本縣第一期割當量は相當の余裕を残して第二期に入るものと

思はれる。この間本年度製造數量は次年度割當豫定量に影響するから、次年度の活況を期待し多少の手持品を生ずるの覺悟の上で割當量の製造を續くるものもあらうけれども、斯る手持は來年度の市價を溢らしめる因ともなり、統制の主旨に副はざること、謂はなければならない。

(二) 統制品は凡て大阪市に設けた共同販賣所を經由して販賣せられる旨が統制に關する規約の中に定められてゐる。併し、現在ではまだ、共同販賣は完全には行はれてゐない。製造家が注文を引き受けた場合には次の如き届出を組合に對して爲し、組合聯合會はこれに基き各自の割當量より控除する。

従つて契約價格は個々の契約當事者の協定に委され組合の統制は直接その價格には及ばない。

(三) 「百四」に就て統制が行はれるに至つたことは「百四」靴下製造を主とする本縣靴下業の行詰りの一打開策であつて、

(a) 市價を安定せしめ取引の圓滑を圖り

(b) 製造家の正常なる利益を確保する

を目的とするものであるが、この統制が將來に向つて繼續せられ効果を擧げるものとすれば、本縣の靴下業は

(一) 資本の蓄積

(二) 製品の改良上級品への伸展

(三) 海外販路の維持擴張

に努めなければならないのであるから、統制に依つて浮び出る製造家の余力は大いに此等の點に注がなければならない。支那には近來、下級靴下の生産が行はれ、今のところ内地需要に大部分充てられてゐる趣だけれども、その労働條件

有利にして原糸の低廉なる支那製品が遠からず海外市場に於て兵庫縣品と競争の地位に立つものと覺悟せねばならぬ。これに對して當業者が海外需要者の趣向に追隨して只廉價な點が取柄の下級品生産に終始するのみならば余りに能なき技と謂はねばならない。

結

語

以上、兵庫縣に於ける綿靴下工業に就いて極めて粗雑な記述を續け、斯業の發展を辿り現況を觀察し終に、最近實施された靴下統制に就き數言を費した。

これを要するに、本縣綿靴下は、その労働條件に恵まれて、從來比較的低廉なる生産費を以てして、廣く海外市場に發展し得たけれども、その製品は竟に下級品の域を脱せず、斯業の最も隆盛なる縣中央部一帯は附近農家の余剩労働力を主力として、未だに小規模の家内工業に沈滞し、取引價格上の競争は、その品質の低下を余儀なくし、漸く、都市に於る新式設備の工場にて引き合兼ぬる程の低利益を得て、製造が續けられつゝあるのを見た。そして、斯業の據るところの有利なる労働條件も次第に高からざるを得ざるに至り、製造家利益は他方に極度に低めらるゝに至つて、斯業の統制が叫ばれ、最近その生産は組合の統制の下に行はるゝに至つたけれども、その効果はまだ明確ではない。

かくて、斯業の將來は速斷を許さないだらうけれども、諸種の事情は斯業をして下級製品より稍上級製品に移らしめ、勞賃の高騰と製品の高級化は新式機械の設備による高き能率と品質の向上を要求さるゝと共に、相當の資本を以て營するのなければ立ち行かなくなり、斯くて從來の地方的色彩に富んだ斯業も稍その態を改むるに至るものではある。

支那漆に就いて



支那漆

支那漆に就いて

目次

一、概略	………	一
二、採集法	………	二
三、漆液の成分	………	三
四、産地及び集散地	………	五
五、種類及び品名	………	七
六、出廻りまで	………	九
七、取引状況	………	二
八、鑑定法	………	二
九、今年度支那漆の輸移出額豫想と排日の影響	………	二
一〇、支那漆の將來と佛領印度支那漆	………	三
一一、漢口に於ける最近五ヶ年間の輸移出額	………	四

支那漆に就いて

漢口支店

眞鍋

勝稿

一、概説

漆は東洋の特産物でその産出する區域は日本、朝鮮、支那内地、及び佛領印度支那に限られ、その性質として物面に固着し乾燥すれば幾年の久しきに亘つても光澤に變化を來たさず各種塗料品中最も堅牢、且完全なもので日本は古くから美術工藝に使用して裝飾品や日用品を造り、塗漆法は一種専門の業として研究せられ早くから外國貿易品中吾が國獨特の工藝品として外國人の間に讃へられ、特に Japan Black Varnish と云はれて居る。

近年支那内地や佛領印度支那からの輸入額は増加して日本の消費高の大半は支那産であるらしく、従つて本邦産は質に於ては優良であるが量に於ては支那産に壓せられ、其の相場の如きは支那漆輸入額の多寡に依つて左右せられてゐるといふ。而して漢口は支那漆の集散地として中國第一位を占め輸移出年額は五萬樽（一樽は四十斤、五十斤、百斤、百五十斤入り）に達して居つて其の一半は上海、鎮江、杭州、寧波等の支那諸港へ移出せられ他の一半は本邦向として輸出せられて居る。

漆樹は野生樹と培植樹とがあるけれ共支那産地々方では培植は極く一部でまだ完全に行はれて居らず大部分は天然に連続して密生してゐる野生樹から採集するのである。木には雌雄の別があつて雌木は四、五月の頃花を開いて九月下旬に實を結ぶといふ。温暖で濕潤の地に繁茂し概して幼年の頃は生長が速かで六、七年位で眼通り一尺の大きさになるといふ。(眼通り一尺とは人間が立つて眼の高さに當る所の樹の圓周を云ふ。)

直徑三、四寸の頃から採汁に取掛るものであつて漆界にその稱を稱へてゐる我國吉野産の如きは四、五年の若木から取り初むると云ふけれども養生掻法を用ひてゐる支那式に於ては勿論のこと日本式の一年掻殺法を以てしても早きに過ぎては幹を疲勞せしむる虞れがあり、といつて又一面遲きに失してはその品質の劣る事にも注意せねばならないとの事である。

二、採集法

支那に於ては盛期 (cheng chi) と云つて盛夏を以て漆の最良期としてゐる、夏は滲出の量も多くその品質も亦佳良であるが春の集液は頭漆 (tou chi) といひ水分が多く秋は濃稠ではあるが粒狀を呈すること甚だしく滲出遲緩である。

採集に際しては割漆 (ko chi) (漆掻きのこと) と稱する極めて賃銀の低廉なる男が小刀で漆樹の根元から一、二尺上の適當な所を見計らつて第一刀を入れる、之を開刀 (kai tou) 又は一刀 (i tao) といふ。此の小刀の入れ方は支那式日本式、印度式と各々相異してゐるが支那式は人間の眼の形を縦にした型の切り口を樹皮に作つて更に之より四、五寸上の樹背に第二刀を付け再び前面に戻つて來て此刀痕の五寸位上部、即ち第一刀の切口より約一尺上方に同様の傷口を

附するものである。斯様にして逐次上方に及ぼし枝下に至つて止む、漆液は外皮と材部との間の内皮の脈管を循環してゐるものであるから樹の心に傷の附かざる様樹皮を剝ぐに熟練を要するものらしい。

而してその眼型の切傷の下にドブ貝の殻又は堅い木の葉等を差込んで十株位の樹に切り傷を附し終つて、漸く最初の一樹に立戻つて滲出してゐる液を篋子 (kuai tzu) (箸) 又は角捍 (chiang han) と稱する角製の篋を以て土製の鉢に移し取る。かうやつて一群の樹の採集を終ると他の一群に同じ方法を施し四、五日を経て再び第一群に戻り前の刀痕に並行して約二分位右又は左に行ふのである、この方法は盛夏に於ては十五回乃至二十回繰返へされるので採集者の仕事は七十日より九十日に亘る事があり一本の樹より採集せられる漆液の量は固より樹幹の大小、樹齡、地質等に依つて異りけれ共平均先づ一合五勺より三合、重量は約七匁から十五匁位である、若木にして下部から出るものが最も多く帶黄色の乳狀液を純粹の生漆といふ。

三、漆液の成分

元來漆は落葉樹に屬する漆樹の樹脂を採集したるものであつて帶黄色、淡黄色、濃黄色、淡褐色、白味勝ちな灰色、黒味勝な黄色、黒色に近い茶色等を有する、色合の複雑なもので空氣に觸れるとその表面は直ちに帶赤褐色を呈し乾燥して多くの皺を生ず、その内部の白色なのは液中に水分の含有せられて居るがためであつて空氣に觸れて赤褐色に變ずるのはその水分を蒸放するに依る、長く密閉器に蓄藏せられたものは一種特異の臭氣を放つものである。

生漆は水より重く比重は攝氏十五度に於て一、〇〇二乃至一、〇三七九である。漆酸、水、蛋白質、樹膠、揮發酸等を

含有し漆酸が漆液の主成分で漆液の硬化は此の漆酸の硬化に由るものであるといふから其の量の饒多なるを以て良質とするのは勿論の事である、量は六割乃至八割に至り樹の老若、採集の時期、地質等に影響せられて差異がある、水は百分中、一〇乃至三〇、蛋白質は一・七乃至三・五、樹膠は三乃至六・五、揮發酸は微量ではあるが之を漆毒(chi tu)と云つて漆が充分乾燥すれば消滅するけれ共俗に云ふ漆負けは此の揮發酸の所爲であると云ふ。支那語ではこの漆負けのことを漆瘡(chi chuang)又は漆咬(chi yao)と云ひ初めて漆に接する者に甚だしく、人に依りては化濃することもあるといふけれども取扱との注意と多年の経験にて漸次免疫性の様になるといふ。

支那漆の品質は概して本邦産には劣るけれども純粹なものは殆んど大差はない、曾て本邦漆業組合で調査したものを示すとその分析の結果は左の様なるものである。

漆酸	六八・六一	樹膠	六・七八	蛋白質	一・八九
油	二・六〇	水	二〇・一〇	其他のもの	〇・一一

即ち純品にあつては右の様でその成分は日本産の分析成績に比して多少の遜色があるだけであるが、從來所謂支那漆として輸入せられて居るものは皆純粹の漆液ではなくて混合漆である、其の夾雜物の量は全量の半以上、時として六割五分に及んでゐることもあるといふ、豚の血液や桐油の類を主としその目的は價格を低廉ならしむると割合に外觀を艶美に装ふのにあるらしく、而も之が製品は脆弱で素より光澤等も温雅味がない、我國の漆器業者の中には盛に之を使用して生産品の聲値を失墜した事があつて、只今では斯業組合の規約に依つて支那産漆を専用する事を禁じてゐるが日本漆と調合して使用する事又は許されてゐるといふ。

四、産地及び集散地

支那に於ける漆の産地は湖北省、四川省、陝西省、湖南省の四省を主とし、殊に湖北省と四川省境の山地を支那第一の主産地としてゐる、貴州、雲南、安徽、河南の各省にも産出す。

集産地の主なるものは

湖北省	西部	施南、建始、宜昌
"	北部	老河口
"	南部	漢口
四川省		重慶、培州、大寧、巫山
陝西省		興安
貴州		銅仁
湖南省		常德
江蘇省		上海

等であつて今此の中、老河口、宜昌、漢口、上海につきて集散状況を聞くに次の様である。

老河口

漢水の上流に位し此の地方の産地中心地點なるのみならず陝西省興安よりの仕入品を合して取扱はれ漢水筋では唯一

の碼頭で上流から運搬せられた漆は一旦當地方本地幫の手に買取られて大樽、小樽に詰替へられ各地から集つて来る買付員との間に取引せらる、之より山東地方に出廻るものは一輪車や又は擔はれて黄河の上流にまで運ばれ漢口幫や上海幫には民船に依り約二週間に漢口に到着せられるけれども内亂や匪賊に依つて蒙る損害或は最近の様に對日經濟絶交が喧しく云はれて居る時は取引上一入の苦難を免れないのみならず多大の時日を費すがため頭漆で混合物の多きものは途中で腐敗することもあると云ふ。

宜昌

宜昌は揚子江筋の碼頭として第二位なれども中繼港にして四川省の龍潭、萬足、湖北省の毛垵、建始等は、重慶、培州、萬縣、代溪、巫山等より蝟集し來り此處で取引せられるものと然らざるものとに仕譯けらる。前者は主として建始、巫山の全部、及び萬足、毛垵の一部で其の殆んど凡ては當地より出張してゐる日本商人を初めとして支那人當業者の買収するものである。

漢口

武漢三鎮を合して地の利を占め揚子江と漢水の交叉地點として老河口方面より來るものと老河口を中繼として下貨される興安、宜昌を経由する揚子江流域の四川産、湖北産とを合せて一大市場である。故に當地の當業者が各産地に出張員又は代理店を有してゐるのと同様に各産地の出張員や代理店と當漢口に派設せられて多種多様の漆を一纏めとして扱はれ量に於ても店舗の取引状態に於ても漸く上海を凌駕し今日では押しも押されぬ支那第一の漆集散地である。

上海は廣東人の牙城であつて上海地方一帯、及び福建、廣東方面など南支那を主要販賣地盤として支那内地消費分を

取扱つて居るといふ、隨つて漢口幫の全種類を取扱ふ總高に比較すれば遠く及ばないが内地向としての額は第一位である。

漆取引者としての漢口幫は江西人、上海幫は廣東人に限られて居つて昔からの習慣で同郷聯盟とでも云ふべき連絡が有つて此の兩者の勢力は根強く各地に喰込まれ奥地幫と三者相拮抗して不定の中に經濟的相當激しい競争が行はれてゐる様で自己の取扱品は何地産を問はず品質の良否により各々自省名を付けて販賣するといふ。

斯くの如くにして漢口と上海とで本邦向輸出品と支那内地消費分との大体に分けられ前者は毛垵、建始の大部分、油子、大木の一部、四川省巫山、大寧、萬足、陝西の興安など後者に比して品質の良好なるものが主として賣行も良好であるらしい。

五、種類及び品名

支那漆を大別して大木種、小木種の二種類とし大木種は主として高地を領分として繁茂し寒暑雨雪に堪へ、然も成育は速かで水分を含有する事が多いので乾燥は良好である、小木種はまた油子とも云ひ平地若しくは低地、川堤等に生育し乾きは遅いが漆酸の含有は多い、併し採汁期や採集者の手腕、人爲的混合物の多寡等に依つて同一種類と云つても品質には自ら千差萬別あり之が鑑別は多年の經驗者にしてよく爲し得るも未だ信頼すべき確實な方法はないと云ふ事である。

大木種、小木種を更に小別して普通その産出する地方名を附して之を呼ぶ。

品名	産地々方名	省名
建始 (chien shih)	建始	
毛垵 (mao pa)	施南	湖北省
油子 (yu tzu)	郎西	
大木 (ta mu)	老河口	
銅仁 (tung jen)	興安	陝西省
龍潭 (lung tau)	銅仁	貴州省
萬足 (wan tsu)	萬足	
大寧 (ta ning)	大寧	
巫山 (wu shan)	巫山	四川省
彭水 (peng shui)	彭水	

漆業専門者の談に依ると元來建始地方は地味肥沃にして濕潤、最もよく漆樹の成長に適し良質なる大木の野生樹が密生してゐて初夏の候花が開けば雲の如くに仰がれ、大陸の風一度到らば匂ひ自ら來りて漆樹の無盡藏なるを想はしむる

といふ。併し乍ら二十年前のものに比較すれば品位や光澤に於ては格別の差を生ぜしめ逐年品質は劣下し來り、最近では建始とは名のみであつて昔は破竹の勢を以て本邦に輸出せられ、斯界を風靡したる面目を失ひつゝあることは支那に於て漆の化學的研究の進歩せざる爲め漆液が濃稠にして如何なる混合物を以てしても現在行はれてゐる鑑定法に依つては見出し難く一見して品質の良否などは判明し得ないため、之につけ込んで取扱者が不正の夾雜物を敢てする事が一大原因をなしてゐるらし。

毛 垵

近來建始の衰微甚だしく本邦に於ては毛垵を以て之を補ふ傾向が著しくなつたので産額の殆んど全部は日本向として輸出せられ、殊に産地々域の擴大なると早くから培植に留意したゝめ建始を壓する様になつた、従來は支那内地へ多く消化せられたものであるが混合物の多量に過ぐるも包容力大にして従つて光澤、固着力にもさしたる影響を及ぼさず黒もの製造の原料漆として本邦に歓迎さるゝ必需品である。

貴州省や四川省に産する龍潭、萬足等は天然野生樹より採集せられ樹齡幾十年を越ゆるものも少くなく人跡未踏、斧子の入れられない所、山深くして地域の莊大なるは支那隨一と云はれてゐる。此の種のもは乾燥力は弱いけれども支那内地向として産出せられ光澤不良、塗面滑かではないが固着力は非常に強靱であるから体裁の如何を問はず實質本位の原料品として使用せられてゐる。(漢口盆の如きは一見粗雜であるけれども非常に堅牢である。)

六、出廻りまで

盛期の候、割漆は木手に雇はれて前記の方法に依り採集するものであるが、此の時己に量を増さんがための夾雜物を混入して多少なりとも工錢の多からん事を計り木手に渡された生漆は再び茲に於て桐油の類や、水、豚油等を混入せられる、これより滾子 (Kun tzu) 販子 (Fan tzu) と稱せられる漆仲買人に買取られるのである、滾子は同じ仲買人ではあるが販子に比し資本や取扱高も少いといふ。

支那の田舎に於ては殊に山地々方にあつては今も尙物々交換の時代に止り毎月定められたる市日に日用雜貨品と交換せられ、或は稍々文化程度の進んでゐる地方では現金を以て購買せられるのである、(混合物の主なもの前記の通りであるが、その外乾燥や色合を良くせんがため葯水、葯粉を用ひ、歩止を良くし且量を増さんがためには豚胆又は水飴下等の砂糖澱粉末に水を含ませたるものを用ひる等、不當の利を貪らんとする支那人根性を遺憾なく表して居る。漆の産地々方では是等の普通の混合物を豫め製造販賣して生計を營むものさへもあるといふが、丁度我國で攝津灘の水が酒の醸造に適せる如く支那漆の産地々方にも古くから迷信的に定められた特種地方の水が重寶がられてゐるといふ。)

斯様にして小口に買集められたる生漆は多質の良否を問はず千斤又は二千斤入りの大桶に混入して攪拌せられ一定の荷桶に平均せられる、之を關笮 (kuan shao) (官笮) といふ、地方に依り又は運搬の便否により大小形状各々異なるけれども大抵四十斤、五十斤、百斤、百五十斤入りの桶に詰められ封印をして本地幫 (pên ti pang) (1) 漢幫 (han pang) (2) 上海幫 (shang hai pang) (3) に賣渡さるゝのである。幫は助けの意味であるが茲では (1) は漆の産出する地方の商人、(2) は漢口の商人、(3) は上海の商人と各々漆商人を地方に依り類別したものである。

七、取引状況

出廻期は毎年九、十月頃開始せられ漢口に來るものは大部分宜昌方面よりし湖南省の常德、漢水の上流老河口方面より來るもの之に次ぎ安徽省方面よりも多少來るものあり、主として百斤建多く純分の幾廻しとして採算せらる。之を味廻若干と稱す、此の味廻は品質の良否、其他日本及び當地の市況に依りて左右せられ、且産地別によりても多少の相違ありて一定せず、現今の相場は最低六、七十兩見當より最高百七十兩見當なりといふ、代金は前金又は現金拂、一ヶ月拂等あるも莊票 (chuang piao) (native order) 又は之に類似の約束手形様のものゝ流通行はれ月半 (yüeh pan) (十五日) 並に月底 (yüeh ti) (三十日) の二期に於て決済せらるゝを普通とす、而して支那内地向にあつては漢規 (han kuei) と稱する一種の取引規約があつて、その値段の百兩は漢口兩六十六兩に當るといふも銀價暴落以後は余り用ひられて居ないらしい。

八、漆の鑑定法

日本に於ては化學的に分析して含有漆量の多寡、水分、混合物等によりて其の良否を鑑別する事は容易であるけれども支那に於ては多年の經驗を有する者が各地産の最良品に對する自己の肉眼力を標準として鑑定するを最も確實なる方法とす、尤も兩銀にありてすら今尙公估 (kung ku) と稱する鑑定者が親代々の經驗よりして銀の紙分を完全に鑑別するの眼力を有する支那人にありては漆の鑑定は蓋し容易なる事と想像し得るのである。

その鑑定法を實見するに一合位の漆液を土鉢に移して攪拌し純分を算出すると同時にその色合を検べ、漆の力即ち固着力の粘稠に過ぐるは砂糖分を混入せるものとし、臭氣に依りて新鮮なるものとに區別せられ更に少量を皿に移し又は一滴を紙片に落して前者は火にかけ後者は自然に水分を蒸發せしめて以て、その乾燥力を知ると共に油の混入してある量をも判断することを得るのである。即ち水分蒸發後は油は別離して漆酸の周圍に滲出するものであるがためである。併しその他の混合物は多年の経験者に依つてのみ判別する事が出来るものであるといふ、唯の素人では容易に見分ける事が出来ない所に鑑定者の權威が存する譯であらう。

(註) 生漆は流動状のものであつて甲器より乙器に移注することは容易であるけれども曝露攪拌長時に亘れば濃稠となり殆んど移注することが出来ない様になる。蓋し之等の夾雜物を混入するのは音に漆液の分量を増加したり又は外觀光澤を良くしたり價格の低下を計らなむがための悪意の目的のみではなくて一にはその濃結を緩和融合するの手段であることも知るべきである。

九、今年度支那漆の輸移出額豫想と排日の影響 (漢口に於けるもの)

一九三一年の夏は丁度漆樹の開花時より未曾有の降雨続きで湖北省と四川省境の一帶が主産地であるにも係らず降雨最も甚だしくためにその開刀の好時期を失したるもので約二割方の減産と豫想せられてゐるが、それにしても漢口では約三萬樽位の取引は行はれるものと見られてゐる。併し滿洲事件の影響を受けて排日の喧しい時節柄支那漆問屋は極度に恐怖してゐる。當地出廻りの約八割は輸出地日本に於て消化されるものであるがため、商内杜絶は支那漆問屋の一大痛棒であるが手を換へ品を換へての苦心をし乍ら日本商人との間に取引は繼續せられてゐるといふ。

一〇、支那漆の將來と佛領印度支那漆

支那産漆の品質が逐年、低下して行く一方で之が改良を促進せざる限り近き將來に於て必ずや佛領印度支那に産出する漆に壓迫せらるゝの悲運に陥りはせぬかといふ懸念を抱く當業者の談片を纏めてみた、普通印度漆といふのは佛領印度支那東京産のことで初めてその下等品を壺入として少量づゝ日本に輸入せられたのは約十年前の事で本邦品は勿論支那内地品よりも劣等として顧みられなかつたが精製方法の進歩に伴ふて大いに改良を加へられ漸く前者を驅逐せんとする勢にあるといふ、産地中心地點は「フートウ」と稱する河内に近い所で地質はよく漆樹の栽培に適し特徴として固着力強く價格も亦低廉で近來本邦斯業者の大いに期待するもので、而も今後支那産に比して輸入の増加せんとする傾向の主なる原因は

- 一、熱帯地と濕氣のため漆樹の成長速か日本及び支那の半分の年數で採集し得ること、
 - 二、一ヶ年を通じて四季の別なく採汁し得ること、
 - 三、採汁者が副業として婦人の手にてなされ且一般的生活程度の支那内地よりも尙一段低きこと、
 - 四、支那内地ほど交通に不便を感じず運送賃銀の算入や豫期せざる土匪等よりの被害を見積るの必要なきこと、
 - 五、近年支那が各種各品に對して苛酷なる雜税を課し居ること、
- 等であつて現在は本邦消化總量の四分の一を占むるに至つたことである。

一一、漢口に於ける最近五ヶ年間の輸移出額（漢口關稅統計に依る）

	EXPORT		IMPORT			
	Piculs	H.K. Taels	Piculs	Re-Export Piculs	Not Import Piculs	H.K. Taels
1926	24,943.00	1,623,264.00	13,780.00	11,339.00	2,441.00	59,149.00
1927	20,806.00	1,767,612.00	6,941.00	5,659.00	1,282.00	37,114.00
1928	21,867.00	1,895,076.00	10,768.00	8,264.00	2,504.00	89,305.00
1929	20,071.00	1,212,698.00	9,534.00	7,938.00	1,596.00	43,676.00
1930	14,869.00	772,743.00	7,354.00	4,465.00	2,889.00	62,918.00

終

